

令和7年7月2日

1. 職名（雇用形態）

情報課 図書・情報係員（一般有期雇用職員）

2. 採用予定者数

1名

3. 業務内容

- （1）会館「女性教育情報センター」での図書館業務（目録・カウンター・レファレンス・選書ほか）
- （2）会館「女性アーカイブセンター」での業務（目録・カウンターほか）、展示、研修補助業務
- （3）事務の補助業務全般。パソコンによる資料の作成（庶務・会計関係書類を含む）、書類整理、接遇等
- （4）その他、国立女性教育会館に関する業務

4. 応募資格・要件

- （1）司書資格を有すること（採用時まで取得見込みも可）
- （2）図書館、博物館業務の実務経験があることが望ましい
- （3）大学卒業以上が望ましい
- （4）パソコンでワード・エクセル・パワーポイント等を用いた資料作成ができること
- （5）窓口対応等の接遇能力を有する者
- （6）仕事に熱意があり、協調性に富んでいること
- （7）日本語による業務に支障がないこと
- （8）心身ともに健康であること

5. 給与等待遇

- （1）日給制。日額9,572円～10,615円（学歴・経験年数等を勘案して支給）
- （2）賞与（年2回）支給あり（令和6年度実績：各2か月分程度）
- （3）通勤手当、地域手当、住宅手当等の諸手当（扶養手当を除く）は、正規職員に準じて支給
- （4）マイカーによる通勤可（職場内駐車場、燃料手当あり）

6. 雇用期間

令和7年10月1日～令和8年9月30日

※試用期間は採用から2か月間

※勤務成績等により2年目以降の更新あり。最長令和12年9月30日まで。

（ただし、定年が満62歳のため、62歳に達する年度末以降の更新はありません）

7. 勤務条件等

（1）勤務地

独立行政法人国立女性教育会館

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地

（2）勤務時間

8時30分～17時（7時間45分）＜休憩時間45分＞

（業務の都合により勤務時間前後の超過勤務あり）

（3）勤務日及び休日

勤務日：原則として月曜から金曜の週5日勤務ですが、カウンター当番のため月数回の土・日・祝日の勤務があります（振替休日あり）

休日：原則土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

（4）休暇

年次有給休暇あり（採用時10日。採用から1年経過後、勤務状況に応じて付与）

(5) 規則等

国立女性教育会館一般有期雇用職員就業規則ほか

採用された職員には、「独立行政法人国立女性教育会館法」により、職務上知り得た秘密の「秘密保持義務」が課せられる。雇用期間終了（退職）後も同様。

8. その他 健康保険（文部科学省共済組合）・厚生年金保険・雇用保険・労災保険に加入

9. 応募要領等

(1) 応募要領

①履歴書（当館指定様式）、職務経歴書（様式自由）を下記まで郵送してください。

※履歴書は当会館ＨＰの職員募集ページに掲載する様式をダウンロードして使用してください。

※応募職種名欄には「情報課事務補佐員」と記載してください。

②写真は直近３か月以内のものを貼付してください。

③選考結果はメールでご連絡しますのでメールアドレスを必ず記載してください。なお、受信制限等を設定している場合は、結果通知までの間「nwec.go.jp」が受信可能な設定にしてください。

④応募書類は返却しません。

（提出された個人情報、個人情報保護法に基づき、当該職員採用選考のみの使用に限定します。）

⑤応募書類送付時は封筒の表面に「情報課事務補佐員応募書類在中」と記載してください。

(2) 応募締め切り 令和７年８月１８日（月）必着

(3) 選考方法

書類選考及び面接。

面接は書類選考合格者に対して、令和７年８月２５日（月）、２６日（火）のいずれかの日に実施しますので、都合の悪い日時がある場合は履歴書の本人希望欄に記載してください。

審査の結果、採用となった方は、採用手続書類として、３か月以内の健康診断書、履歴書に記載された最終学歴等の卒業を証明する書類（卒業証明書等）、職歴を証明する書類（在職証明書等）などが必要となります。

10. 応募書類の提出先及び問い合わせ先

独立行政法人国立女性教育会館 総務課 石坂、前田

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地

（電話）0493-62-6719 （FAX）0493-62-6722

（e-mail）jinji@ml.nwec.go.jp

11. 次の方は選考対象としません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者

・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

12. その他

令和７年６月２０日に「独立行政法人男女共同参画機構法」等が成立したことにより、

「独立行政法人国立女性教育会館」は、令和８年４月１日より「独立行政法人男女共同参画機構」となります。なお、このことによる有期雇用職員の契約期間や待遇の変更はございません。